

専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

令和6年6月6日提出

湯河原町長職務代理者

湯河原町副町長 高 橋 正

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第1項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和6年5月6日

湯河原町長職務代理者
湯河原町副町長 高 橋 正

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町中央二丁目2番地1において発生した公用車の接触事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

- | | | |
|---|-----------------|---|
| 1 | 損害賠償の額
(内 容) | 金203,907円
車両の修理費用の全部 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 静岡県熱海市在住の個人 |
| 3 | 事故の概要 | 令和6年1月12日午前11時10分頃、湯河原町中央二丁目2番地1湯河原町役場第2駐車場内において、学校教育課職員が公用車から降りようとした際、ドアが風に煽られ、隣に駐車中の相手方車両に接触し、これを破損させた。 |